

# 雲南麗江地区の水環境に関する社会学的考察

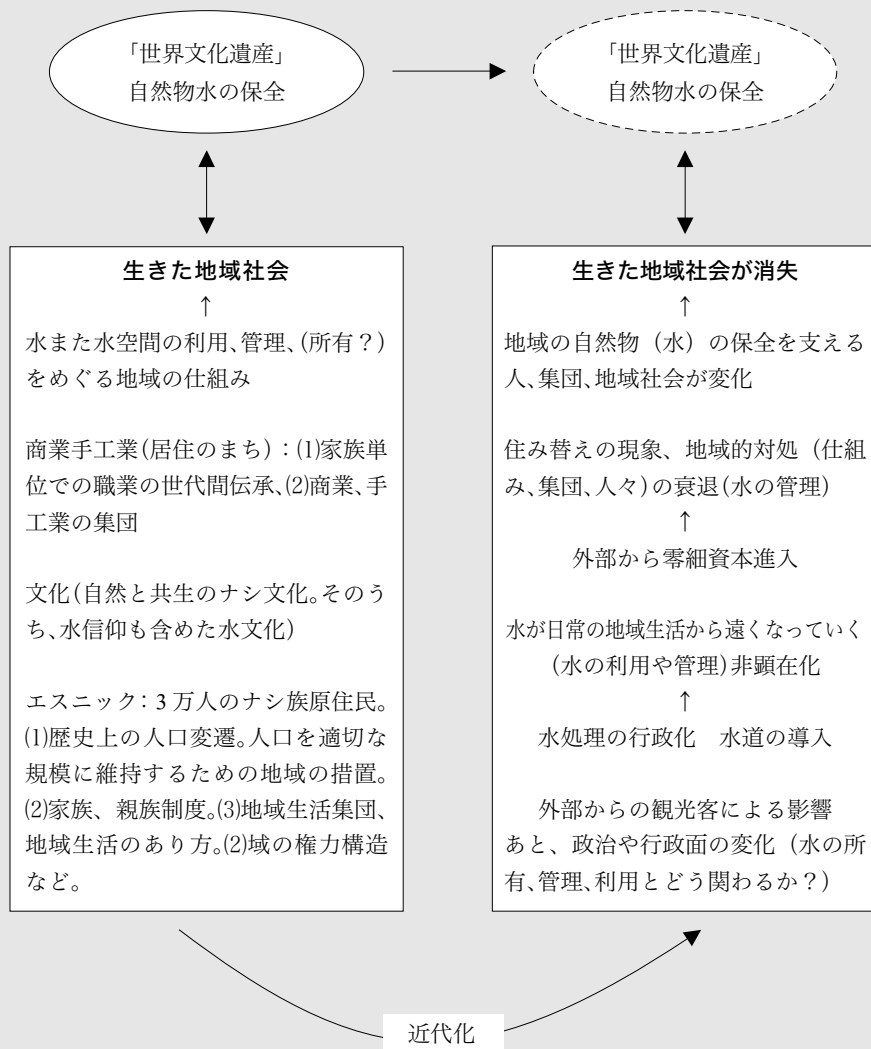
——地域社会が抜けつつある世界文化遺産の麗江古城——

朱安新 (COEリサーチアシスタント)

[目次]

要旨

0. 古城、水のまち
1. 茶馬古道の商業・手工業のまち、ナシ族代々が定住するまち
2. にぎやかな観光のまちへ——定住のまちが「住み替え」でナシ族の老住民を失っていく
3. 住民と水とまち
4. 考察：地域社会が抜けつつある世界文化遺産——町形成の仕組みの転換：その方向性とは



[問い] 水のまちが、いまなにが問題で、どのような方向に向かっているか

[キーワード] 環境、水、地域社会

## 要 旨

### 1. 水環境をめぐる地域的伝統・地域の知恵が喪失している

麗江は文化の多様性の一端を担ってきた少数民族のナシ族の居住区である。長い歴史のなか、麗江では地域社会が形成され水が大切に使われ保護されてきた。しかし近年、観光業が発達するなか、麗江はその地域社会の特性を喪失していく。その過程は外部からの零細的商業資本やよそ者の観光客が麗江に進出してくる一方、伝統的住民層が地域から退いていくことに現れる。こうして麗江は居住の論理にもとづく日常生活の世界である地域から、観光客のストレンジャーらのために用意される「にぎやかな」消費空間になっていく。

この現象から、われわれはつぎのような意味を読み取る。すなわち、麗江にとって伝統的住民を喪失することは、長い歴史のなかで形成された地域的伝統（この地域に適した知恵、具体的に文化や制度また地域社会、人々の行動や意識）の担い手を喪失していくことになる。その延長に、いずれ地域的伝統・地域の知恵そのものが地域から抜けていくことになる。

こうして、地域で蓄積されてきた地域の独自な環境に適した環境保全のための仕組みがすこしずつ失われていくことを、現在、麗江が経験しているのではないか。また、伝統的知恵が抜けつつある一方、新しい地域の知恵の創出が確認できてないのも現状である。

### 2. 水の管理をめぐる行政的対応の確立と地域的対応の衰退化

水の利用や管理をめぐる行政的対応・処理が制度的に確立してきた。地域社会による従来の地域的対応が不要化されてきた。その結果、水の管理をめぐる行政的対応が地域的対応を退かせた。これが地域社会の衰退化現象の一要因となろう。

また、水の管理権限が地域社会から行政機構へ

と移っていくなか、地域の人々にとっては、水（利用）が便利になってくる一方、自分たちの手で管理できていた「近い水」から徐々に手の届かない「遠い水」となっていくのでは。

#### 0. 古城、水のまち

1. 茶馬古道の商業・手工業のまち、ナシ族代々が定住するまち
2. にぎやかな観光のまちへ
3. 住民と水とまち
4. 考察：地域社会が抜けつつある世界文化遺産

本報告で取りあげている麗江古城は、愛知大学国際中国学研究センターのCOE環境グループが実施した2005年度中国現地調査（雲南省、8月10日～26日）の調査対象地域に含まれる。本報告は、8月18、19、21日に行ったGeneral Surveyに基づき、筆者が見たものや聞いたものを中心にまとめた。報告書づくりにあたって若干の参考資料を補足した。

本報告は、世界文化遺産に認定された麗江古城における(1)まち、(2)水環境、(3)地域社会のあり方を社会学的な角度から考えたものである。

麗江古城に入ってから、筆者は第一に、麗江のまちがどのように存立しているのか、第二に、麗江の水をめぐる利用と管理のあり方がどのようなものか、という素朴な関心から麗江のまちを歩き、麗江の人々に耳を傾けた。麗江にかんする見聞がすこしずつ増えてきて、このまちが変化しているらしい、と気づくまではあまり時間がかからなかった。まちがどのような「力」につき動かされ、どのような方向に向かって変化しているのか、この質問はしばらくの間、頭から離れなかった。

以下の内容で、上記の論述を踏まえて、まちを流れる水をめぐる社会的事情が変わったことを説明し、それを手がかりに、麗江古城では「地域社会が抜けつつある」という仮説的論点に到達したい。

## 0. 古城、水のまち

麗江の全称は麗江納西族自治州である。玉龍雪山の南麓、標高2,466mに位置し、雲南省北西部にある横断山脈と雲貴高原の間の「過渡地帯」にある。麗江地区は低緯度高原モンスーン気候で、年間平均気温は12.6度、年間降水量は950mmある。

麗江は、1985年以来、徐々に對外開放され、空港の建設をはじめ交通網の整備がなされ、観光業や関連産業などが発展してきている。今なお昔の町並みを残す大研鎮つまり「麗江古城」は1997年から世界文化遺産に登録されている。

麗江は「古城」と「新城」と現地の人に呼び分けられている。麗江古城と麗江新城は獅子山を境とする。800年の歴史をもつ古城に対して、新城は1950年代から建設され始めた区域で、古城の北西に位置する。

古城は麗江盆地の中部に位置し東経100度14分、北緯26度52分、面積3.8km<sup>2</sup>。古城は南宋の末期から開発され始めた地域で、これまで800年の歴史をもつ。古城は歴史上、ナシ族が定住する地域であった。辺境地少数民族のナシ族の土司(地方首領の意味)に元、明、清などの中央政權から地方自治権が認められ、22代にわたり延べ470年間、麗江においてまちづくりを進めていた。地方行政中心都市として古城に、元代には麗江路宣撫司、明代には麗江軍民府、清代には麗江府が設置されていた。近年は、1996年に麗江地区に大地震が発生し、大量の建物が倒壊した。その修復工事が切っ掛けとなり、古城の整備工事が行われた。そして、その「まだ生きている」独特なナシ文化が理由となり、麗江は1997年にユネスコに世界文化遺産として認定された。

麗江古城とは異なり、麗江新城は共産党政權が成立してから新政權の政治的機能、行政的機能が充実された区域である。1951年から政府機関や軍機関また「企業事業単位」が古城に設置されて

いたが、1958年に「第一回麗江県城全体計画」が策定され、それにより「保存古城、発展新城(古城を保存し新城を発展させる)」の方針が決定され、諸機構は古城から転出していき新城づくりがはじまった。現在、麗江の政府機構やホテル、文化娯楽施設など大型建築が新城に建設されている。

ところで、麗江の古城は「水のまち」である。麗江古城は中国歴史上の王城の建設様式によっていない。中国の王城づくりの規定(『周礼』)では、「方九里、旁三門、國中九經九緯、經途九軌」とされる。しかし、麗江の古城は城壁も持たず道路網づくりも一定のルールがなく、明らかにこの規定に反するものである。北、東、西が山によって囲まれる麗江古城のまちづくりは、その空間構成が川・水によるものである。古城を流れる川「玉泉河」の水源はまちの北側にある雪山の融け水で、象山の麓から流れてくる。川はまちの北部(現在、水車所在地)から三つの支流(東、中、西)に分かれて古城に入り南へと古城を流れ貫いていく。この三つの支流が古城に入ってから、またそれぞれ支流を出していく。まちの主要道路や小さな道、住宅が水の流れに沿って形成されている。まちの主要道路がすべて大きい支流に接し、そして小さな道がいずれも流水溝に接する。古城の人々の住宅から川までの距離は最大でも50メートルは超えない。水流に沿ってできている古城のまちは、「家々門前繞水流、戸々屋後垂楊柳」のような風景を呈している。そして、水によって分断されるまち空間は、長い歴史のなかでつくられた350あまりの石橋によってつながられている。

水がまちの北から南へと流れるため、観光客が水流の方向にしたがってまちへ入り、そして万が一まちのなかで方向を失ったら水流の逆方向にしたがえばまちから出ることができる。これも水のまちである古城の趣である。

なぜ、麗江の古城がこのようなまちの空間構成をとっているのか、そうさせていた「力」(歴史

上の、権力や地方制度、地理的環境、文化や社会的事情など)はどのようなものかは、今後の調査の課題にしておく。ともかく、現在、われわれの目の前に広がっているのは、「一枚の葉っぱのような形で、脈(水脈)に沿って形成されている」古城のまち空間である。このような特徴をもつ古城は、「高原姑蘇(高原にある蘇州)」とまで比喻される。

### 1. 茶馬古道の商業・手工業のまち、ナシ族代々が定住するまち

古城は商業地として、有利な気候的条件、地理的条件に恵まれてきた。

まずは気候についてみていく。古城は高い山々に囲まれた盆地にある。北は象山とその外延につづく雪山、西は獅子山とその外延につづく雪山、東と南は平原が広がっている。こうした地形で北西からの寒気流が遮断され、南からの光や暖かい空気が受け入れられやすい。こうして周辺の寒い高原地に囲まれる中、麗江では「一年中、エアコンや暖房施設が必要とされない、過ごしやすい」天候が形成されている。

つぎに地理的立地についてみていく。麗江古城は、雲南省、四川省、チベット自治区に接しており、その便利な立地のため、古来、漢族、チベット族、パイ族、ナシ族にとって、貿易の重要な拠点になってきた。古城は商品集積地として、「茶馬古道」や「南方シルクロード」の重要な拠点であった。このような好条件に恵まれ、古城は商業のまちとして育ってきた。各地からの商人たちが麗江古城に集まってくる。古城が雲南省北西部において、最大の商業集散地と工芸品の生産地となった。ナシ族の言葉では古城が「工本」と呼ばれ、これは「倉庫の集中地」という意味である。

「昔……毎日ひらかれていた古城の市に、各地から人々がやってきた。パイ族、漢民族、彝族、傈僳族、普米族など商人や農民たちが、山で採れ

た多種の農作物を古城に持ちいり販売して得られた収入で生活必需品を買っていった。チベット地区からの紡績の品や薬が、麗江を經由して中国の内地に販売されていた。シーサンパンナからのお茶や日用品などは麗江を經由してチベット地区へ運ばれていった」。古来、栄えてきた商業のまちの古城は、現在でもあちこちでその名残が確認できる。古城の橋の多くはその地名が、かつてそこでの商売の品物名に因んでいるという。

つぎに、古城の中心の地である四方街をみていく。

四方街は面積が約3,000m<sup>2</sup>の広場で、連ねられている店舗によって囲まれる(2005年8月現在)。「昔から古城にとって四方街はその社会活動や商業活動の中心地である」という。

四方街は、明や清の時代から雲南北西部における最大の貿易の地だった。古城の人は昔の盛況についてこのように語る。「昔、四方街をぎっしりと囲む店舗のいずれも、大きな『紅油紙傘』を差していた。……まちの西方面にある獅子山の上から見ると、四方街は高原の青空のしたで、まぶしくなるほど赤い光を放っていた……」という。

乾隆期の『麗江府志略』で、四方街が「環市列肆、日中為市、名曰坐街、午聚酉散、無日不集、四鄉男婦偕来。商賈之販中甸者、必止於此、以便雇脚転運」と、四方街では毎日のように市が開かれていた当時の商業事情が記録されている。

そして、この四方街に接しているのは新華街、七一街、五一街、新義街など5つの主要道路である。これらの道が四方街を中心に放射状に伸びている。古城の道はいずれも天然の五彩花石(現地語)で敷かれるもので、雨の日は泥道にならず乾燥した日もほこりが飛ばさず歩きやすい。

四方街およびその近くの道や巷には、貨物交易のための固定した場所が設置されていたという。卵を売る橋、鶏、豆、陶磁器、布、野菜、革製品、麻縄、釘……あらゆる品物の売買には固定した場所があるという。その他、砂糖、酒、米、麦粉、

馬餌の草などの販売場所も固定化されていたという。毎日の朝市から、市に来る人々が昔から定まった特定の販売の場所で取引を行っていたという。店舗が定まっているため、品がさがしやすいから交換も順調に行われていたという。

この栄えていたまちの商業に携ってきたのは、代々古城に住み続けてきたナシ族の人たちである。彼らの多くは古城に店舗を持っていたという。

「古城の中で店舗が連ねられていて、それらの店舗に銅器、毛皮製品、紡績の品といった手工業の製品が数多く並べられていた。古城で店舗や露店を営む者のうち、そのほとんどがナシ族の女性であった。ナシ族の女性たちは、愛想がよい上に口も上手。そして店の前で、顧客と店主との間にナシ族の言葉で交わされる値段交渉が、往々にユーモアで笑いをそそるものが多かった。なかなかのたのしいまちだ」という。

商業のほかに、古城は手工業を発達させていた。まちには、皮の加工、布の染色、紡績、銅器、鉄器、毛毯などの業種が揃っており独立した手工業者が2,500世帯を超え、紡績業だけでも木製紡績機械が700台ほどあったという。

「1950年代までに、古城の8割以上の人々は、手工業や商業で生計を立てていた」という。いうまでもなく、当時の古城人口のほとんどがナシ族の人々であった。

さらに、「四方街での店舗は移譲や賃貸が可能であるものの、原則的にナシ族の人々が代々継がれるものだった」という。

こうして、麗江古城は、商業や手工業のまちだけでなく、ナシ族の人々が代々定住するまちでもあった。長い居住の歴史のなかで、ナシ族の人たちによって、麗江において地域社会が形成されていた。

まず、民居の様式において、古城ではナシ族の独特な風格が形成された。ナシ族風の民居が軒を連ねて並んでいて、屋根の下や巷の奥でナシ族の伝統服装を身にしたお年寄りの悠々と散歩してい

る風景が、よく見かけられた（2005年8月）。

つぎに、日常生活の場面において、古城も和んだ地域だった。「……テレビやステレオのなかった時代に、夕飯後、古城住民の多くは、家から悠然と出かけ、知らないうちにオープンスペースの集会場所に足を向けていた。お年寄りにはなかには知識や人生経験が豊富な人も多いから、いつも取りとめのない古今東西の話で弾んでいた。家庭主婦もよく集まって、靴底をつくったり、彩線（服の裾につける糸）を結び合わせたり、セーターを編んだりしながら、お喋りをしていた。子供たちはスズメの群れのようにうさくて、追いかけたり追いかけられたりしていた。または鬼ごっこで遊んでいた」という。

「小さい頃、ご飯のあと、いつも友達と四方街に遊びに行っていた。古城のお年寄りたちも夕飯のあと、四方街にきていた。お年寄りたちはいつも北側の店舗の前で一列に座っていた。彼らはゆっくりと懐から小さな酒瓶を取り出し、飲みながら古今を談じていた。かれらの話題の多くが地方の言い伝えや伝説だった。ときどき、どっちの言い方が正しいかと争っていた。私は友達といっしょに黙ってお年寄りたちの話を聞いていた。わからないときは、お年寄りたちに教えてもらったりしていた。しかし、たくさん聞くと不機嫌を買ってしまうこともあるから、なるべく黙って聞いていた」。

さらに、まちの公共施設の修繕に、古城の住民が力をあわせて取り組んでいたという。「祖父や父、そして隣のお爺さんがこう教えてくれた。古城の石張り路面は、そのうち少なからぬものは古城の人が金を集めてつくったものである」という。

以上は、商業・手工業や居住にもとづいた古城という地域社会への断片的な描写にとどまっているが、この古城の地域社会のありかた（家族や親族構成、家族制度、地域の商業・商業集団や生活・生活集団、地域の権力構造など）については、今

後の調査の課題とする。

## 2. にぎやかな観光のまちへ

### ——定住のまちが「住み替え」でナシ族の老住民を失っていく

麗江の商業や手工業の機能以外に、外部の人々がナシ族の文化や麗江の美しい自然風景に惹かれ、早い時期から麗江古城が旅人の憧れの的として親しまれていた。しかし、麗江は奥地に位置するため、交通の利便性が劣り、1990年代までは注目されなかったという。1990年代から進んできた交通網の整備や、とくに1997年の世界文化遺産に指定されることが切っ掛けで、麗江を尋ねてくる観光客が「飛躍的に」増えているという。

これまでの商業と手工業のまちとして賑やかでありつづけてきた麗江古城は、近年になって、違った賑やかさを呈しているようだ。この賑やかさを作り出しているのは、よそ者の観光客であり、また来街者のための古城内の商業施設である。

水が流れる古城は素敵なまちである。それだけではない。古城のまち空間も素敵なものである。古城のまちの空間に関しては、歴史上行っていたまちづくりのほかに、まず前述した都市のマスタープラン「第一回麗江古城全体計画（1958年）」の「保護古城」が重要な意味をもつ。つぎに、1996年におきたマグニチュード7の地震の後にすすめられた古城整備も重要であろう。この古城整備では、町の伝統的風貌を害する新建築・建物が規制されるようになり、基準に合わない新しい建物がどんどん取り壊されていった。こうした結果、まち中の住宅は灰色の瓦に土壁、一階建てまた二階建ての木造民居に統一されるようになった。古城内に、家屋が集中しているものの、低層建築に規制されているため、圧迫感は感じられず、むしろ水車の建設や水辺空間の緑化整備などで趣のある空間が創出されている。

この趣のある空間が歩行者のための空間であ

る。

古城では道が天然石で敷かれていて、道幅はメイン道路でも3～5メートルで、小さい道路だと1～2メートルしかなく、車が通行できず歩行にはとても快適な道となっている。こうして、昔のままの道路で近代文明の「危ない」車を排除した古城は、観光客にとっては「歩行者天国」となる。ここにきた観光客は、気ままに歩け、水のまちを楽しむことができる。後を絶たなく押し寄せてくる大勢の観光客が、古城にあふれていて、「にぎやかな観光のまち」が創出されるようになる。

古城には、賑やかさを創出するもうひとつの要因がある。商業施設がそれである。

古城での商業施設は、貿易や生活必需品よりも、小売業や飲食業、旅館業に携わるものが多く、観光客が目当てのものが多様な気がする。

そして夜の古城も賑やかである。

夜の古城はバーや飲食の店が観光客で埋まる。観光客のだれか酒で気分が上陽して歌いだせば、観光客みんながその曲に乗って合唱するようになる。一曲が終わったら、喝采や拍手が沸きあがる。まもなく、まただれかが歌いだしたりする。時には、バーが単位となりそこにいる客がまとまって歌い始めたりする。そして、徐々にバーの間の歌合戦になっていく。まったく互いに知らない、ストレンジャー同士の観光客が、こうやって、酒を飲んで、歌で触媒され、気軽に一時だけはこの空間を媒介してつながっていく。こうやって古城の夜は歌声も一役を買い、賑やかになる。

観光客が大量に流れてくると同時に、機敏に商機をとらえる商人たちも古城に入ってくる。3.8km<sup>2</sup>の古城に、現在1,600余りの店舗があるという。そのうち、7割が古城のナシ族の人ではなく、外来の商人たちにより経営されているという。しかし、なぜ商業に馴染んできた古城のナシ族の人たちが、今回の観光地化による商業のチャンスを「逃している」のかは、まだ謎である。今後の調査の課題とする。



小売業や飲食業、旅館業に従事する外来の経営者たちは、現地のナシ住民から民居を貸してもらった。その金をもらって、ナシ住民は麗江新城に転居していくという。

「外来人の経営者は、現地の人々から物件を貸してもらっている。ほとんどは二階建ての建築で、彼らは一階を店として使い、二階は住宅にしている」という。

「旅館業をやっている外地からの経営者もいる。彼らは古城のナシ族の住民から民居を貸してもらい旅館へと転用している。古城にはこのような旅館が130軒ほどある。現在でも古城の多くの民居に、明や清の時代の建築の特色が保たれている。これらの民居は土と木で建てられたもので、『三坊一照壁』、『四合五天井』の様式をもっている。これは中原からの文化と近隣文化を融合させたナシ族の建築風格である」という。

こうして、古城の民居がナシ族の人々の住居から民宿へと変わるとともに、古城は長期居住のまちから短期滞在のまちへと変わっていく。また、ナシ族の店や民居が外来の経営者にその使用権が転移されることは、古城の建物の所有権と使用権が分離することをもたらす。その結果、建物の所有者、利用者が同一人物ではなくなる。よそ者の外部経営者が古城に進出してくると同時に、旧住民のナシ族は次第に古城から退き新城へ転居していく。

古城は商業・手工業・定住地のまちから観光・消費されるまちへと変わろうとしている。

現在、年間観光客の数が300万人台にのぼっているという。観光業の発展の恩恵をうけ、古城では高い経済発展を遂げている。2002年に、古城を管轄する行政区の古城区は、「国内総生産高」が105,460万元を実現し、そのうち観光業が入っている第三次産業は63,929万元に達し、60.6%を占めるようになったという。

しかし、古城は商業・手工業のまちから観光業のまちへ変わっていくなか、ナシ族の老住民とよ

そ者の新住民（経営者と観光客）との間に、「住み替え」が進んでいるのでは。観光化される過程で、古城人口のなかナシ族の人数が減ってきた。1997年時点で、古城人口25,300人にナシ族が16,900人と約7割を占めていた。しかし、いま古城には「地元老住民のナシ人が6,000人しか住んでいない」と減少してきた。しかも高齢者がおおく、若者がすくないという。

居住者の変化が、まちを生きる生活慣習や文化の変化をもたらす。後段で説明するが、古城居住者のナシ族の人々は、代々この地域に居住してきたまちの水を利用するとともに保全を施した人々である。この地におけるナシ族の人口の減少は、ナシ人の生活慣習が継ぎ伝えられていくことが難しくなることを意味する。この意味で、老住民が古城から退いていくことで、地域社会の脱制度化（水利用に関する意識、慣行、まちの雰囲気）がすすんでいるのでは。

一方、まちの空間を消費するためにきたよそ者の観光客には水を保全する意識が薄い。商業利益を求めてまちにきた経営者は「彼らは生活慣習、そのままだ。すこしも変わってくれない」、彼らにもその意識が求められない。

「大量な新住民が古城に住んでくることは、いずれ、古城の文化を崩壊させてしまうだろう」。「人口の住み替えは、必ず文化の変化をもたらす。麗江古城がユネスコに世界文化遺産として認定されるのは、まさにここに『生きている文化』、つまりナシ人の生活スタイルがあるからだ。これこそ、麗江古城の魂なのに……」と古城の人が心配する。

### 3. 住民と水とまち

長期住民のナシ族の人々により、古城では水保全をめぐる文化が形成されており、老住民の日常生活に、水が溶け込んでいた。

10数年前までは、古城のナシ族住民にとって、まちに流れてくる水は(1)自然物であるとともに、

(2)生活の水（飲用、生活用水、洗濯）であり、(3)文化・信仰の水（荷灯送り、紙船送りなどの民間の水祭り）、(4)まちを清掃する水（後段で紹介する）、(5)遊び・憩いの水だった。「新華街や密土巷および大石橋あたりの川辺は、憩いとレジャーの場所としてとくに古城の人に親しまれていた。喫茶、書道、絵画、琴音などを鑑賞するとともに水の音が絶えず耳に入ってくる」という。

生活用水をめぐり、地域に水利用のルールが形成されていた。

①飲用水。午前10時以前の時間帯は、まちの人々が飲用水を取る時間帯だった。飲用水の取水以外の水利用（野菜洗いや洗濯など）が厳しく禁止されていた。まちの住民にとって、川は命の水道だった。②洗濯。川での洗濯は禁止されていた。洗濯のための水は川から汲み、洗濯の作業は川岸で行われていた。洗濯後の汚水は川に流すのではなく、路面に捨てられていた。路面は自然に干していた。当時の人々は、現在の化学製品ではなく自然から取れたサポニンの実を洗剤に使っていた。③「三眼井」。古城には多くの湧き水がある。湧き水が地面にわいてきて、傾斜した地面に沿って流れおちる。この天然に形成された傾斜地を利用して、当地のナシ族の人たちは、上、中、下の三つの水池を掘る。上の池の水は飲用水に使われ、中の池の水は米や野菜を洗い、下の池の水は衣装の洗濯水として使われている。これが日常の慣習であった。

「麗江白沙郷龍泉村の楊沛誠氏によればナシ族には昔から水管理の掟があった。具体的に、ごみを水に捨ててはいけないとか、子供が水辺で遊んではいけないとか、上流で服や靴を洗ってはいけないなどである。これらは、生活のなかから生じた人々の自発的な要求であり、こうした要求から形成された地域のしきたりである。厳しい法的処罰がないにもかかわらず、皆がみずから進んでこれらのルールを守っている。すべてのナシ族の村に、専用の引水経路がある。住宅のまわりは水に

囲まれている。飲食や清掃、洗濯がすべて門前の水に頼っているから、水を大切に作る気持ちも自然に生まれてくるのである。楊沛誠氏はまたつぎの思い出を持っている。子供の頃、水辺で泥遊びをしていたら、人に見られて、親に知らされて、親に厳しく叱られてしまったという。ナシ族の村では、子供に対して幼い頃から大人は水源保護の教育を重要視してきた。それらのしきたりは今日まで伝わってきた。良い伝統はきれいな麗江の水を長く保ってきた」という。

こうして、インフォーマルな水利用の慣行が形成されていた。一旦、期待される社会的な行動から逸れた行動を取ったら、まわりの人や家から、叱られていた。

地域社会の水管理について。ナシ族の村に「水管員」という特別な公務員のポストが設けてある。水管員は村民によって選出されるもので、主な仕事は毎年、村民を導いて不定期的に水路を清掃することである。水路を清掃する前は、まずそこから全部の水を引き出して、そして水源を遮断する。水路と道が徹底的にきれいに掃除されてから、もう一度水を引き入れる。龍泉村の水管員の和氏によれば、長く使われたのち、どうしても水とともに流れていかない不純物や汚物がたまってくる。流れの遅いところでは、泥も堆積しやすくなる。清掃で水の清潔さを保つしかない。麗江の人々は代々水に頼って生活してきているから、きれいな水があってはじめて健康でいられる。「水管員」は村で重要な位置を占めている。彼らの仕事で麗江の水が長期にわたってきれいに保てるからである。

こうして、日常生活に水や川を保全する地域の仕組みが存在していた。このような地域の仕組みにはまちの住民、住民組織を含めていた。

都市研究における思想性問題。都市はどのような思想をもっているのか（→①体制側の思想以外に、どのような②地域的思想性が潜んでいるのか。これらの思想性が、どのように地域行政、地域社



会、地域生活に反映され、どのように地域の環境を規定するのか)。地域的思想性に基づく地域的調整メカニズムの形成はいかなるものか。

調査が進んでいないため、まだわからないままだが、水を大切にしてきたナシ族の生活に人間・環境が共生する思想性が反映されているようである。古城には、水利用に関する慣行や文化（お祭り：旧暦7月15日の「放水灯」、願い事が叶うと考えられる）。ナシ族の文化。「ナシ族は自然神を信仰している。人と自然との間、調和を取れた付き合い方は、ナシ文化にとって重要な内容である」。東巴思想：人間と自然は兄弟である（東巴経書に記載されている）。道教、チベット伝来仏教、漢民族伝来仏教、現地の宗教が同時に存在する地域でもある。ここで、宗教融合のまちにもなっているようだ。

しかし、このような生活に密接していた水が、日常生活から「離れていく」過程を見せている。「私の小さいころから、水道が普及しはじめた。うちにも水道が引かれてきた。水道から飲用水が直接取れるようになった。川から水を汲む作業は、一家の重労働だった。とくに当時は、獅子山のほうに住んでいた。おばあちゃんが、毎日苦勞して、川から水を汲んでくる姿がいまでも忘れられない。一往復は30分間以上もかかった。水道が引かれてから、飲用水を背負ってくる作業が省かれ、苦勞せず、楽に手に入った」[30代前半の古城女性より]。

現在、「麗江古城では、水道の普及率が100%に達している」。このような水道の普及によって、人々にとって、まさに命の水の川が、その意味を失っていった。水の利用（所有、管理）の面から見ると、水道水が普及することによって、水の生活の中における役割が「減って」いく。利用の面から見れば、水が親しまれていた人々の生活から遠くなっていく。

これにくわえて、観光地化がもたらした要因。外来人。

観光客増加。麗江は、この7、8年来、観光の町として全国的に有名になっている。観光客が年々増加している。2003年以来、居住人口が3万人足らずの麗江の古城に、観光客は200万人を超えた。その後、毎年麗江を訪れてくる300～400万人（商業に従事するため町に来ている人は含まれない）の観光客は、麗江に繁栄をもたらしているとともに、麗江に「重い環境圧力」をかけている。観光客が一番多いときは、四方街では一人の観光客当たり1.4m<sup>2</sup>という混雑さだった。生活用水、生活排水、町が必要とする用水量が速いスピードで増えている。旧来の3万人規模に合わせた町の用水・排水のシステムでは対応しきれなくなる。町の給水、排水システムについてこれまで改善が行われてきたが、観光客の増加スピードにはとても追いつけない。

観光客の環境に関する行動。「この7、8年来、旅行業の発達とともに、観光客と外来人の経営者が増えてきた。彼らは、水に関する考えは、……、特に心配するのは、大量の外来観光客が流れてくるとともに、陋習が持ちいれられた。川にごみを捨てる人、汚水を流す人、痰を吐く人。外来のレストラン経営者、旅館経営者のなかに、夜になって、人の目を盗んで、汚水やごみを川に流している。夜、川に小便を流す人すらいた。信じられない犯罪の行為だ」[30代前半の古城女性より]。

こうして、麗江をだめにしていく過程：外部（観光化）、内部（生活機能の機関依存化）、また、前段で述べたナシ族居住者の減少、これらの要因で、水をめぐる地域的仕組みが、崩れていく過程をたどっている。（水の保全に関わる生活様式、地域の形成は、現在、どのようになっているのか）

近年来、「麗江古城の川の水質が濁ってきた」。麗江市環保局が2004年上半年期に行った水質調査によれば、古城を流れている川水の水質は「3類」水に落ちている。麗江の原住民は、「以前、川から水を取って飲んでた。現在、川からとった水

は飲めない。それで、将来はどうなるか。ますます考えられなくなる」「町から清い水が一旦、喪失したら、町の魅力がなくなるのでは」。

#### 4. 考察：地域社会が抜けつつある世界文化遺産 ——町形成の仕組みの転換：その方向性とは

ナシ族の代々居住、商業、手工業が盛んに行われていた町では、水が大切にされていた。水保全に関して一連のインフォーマルなルールが地域に形成され、人々の行動や意識に反映されていた。しかし近年、古城は観光化のもと、人口の住み替えで増えた経営者、観光客のための町になっていくのでは。

新しく形成されつつある町は、どのような方向へ向かっているのか。この問いに答えるために、箇条書きで仮説段階の論点を示しておきたい。

- ・町は誰のものか。町形成の仕組みは（現地住民の）居住の論理にもとづくものから、（外部からの資本や消費者も含めた）経済の論理にもとづくものへと変わっているのでは。この町は、表面の経済の繁栄の裏に、水をめぐる諸側面に限定すれば、(1)現在、共有されうる地域的仕組みが衰退化してきているのでは、(2)地域的課題について、それに対する意識（危機感）、さらにその意識が共有され、町のビジョンの共有につながるまでの過程は、まだ現れていないのでは。こうした要因のもとで、町は「生きた地域社会の消失」により「脱制度化」が進んでいる

のでは。

- ・地域的調整メカニズムが、住民・住民集団（自治、自理）を、喪失することによって、衰退化されてゆく。行政的対応が専ら求められる時代になるのでは。旧来も、地方行政的対応があったのだが、それが、ベースに住民・住民集団により支えられていた仕組みなのである。現在は、末端の基礎の住民の部分が抜け落ちているのでは。
- ・こうして、行政化（行政的対応の具体的な内容から……行政的対応が届かない部分、それゆえ、荒い対応）、市場化（自然環境にとってはマイナス対応）が進むなか、地域的対応（地域社会が参与する社会管理）を喪失しつつある町は、もっぱら(1)行政施策の客体となり、(2)街へ来る観光客や「新住民」のための消費空間化されていくのでは。

こうして、中国の雲南省の麗江古城地域では、市場化や行政化などいわゆる「近代化」の過程で、水環境や自然を大事にしてきた地域の社会的仕組みが「脱地域化」しつつあるのでは。近年は世界的に、先進国の多くの都市で、これまでの行き過ぎた行政化や経済化にもたらされたマイナス影響を克服するための努力が試みられ、またそれにもとづく都市の「再生」に向かう動きが見られている。われわれはこのような町のあり方に関する動向をどのようにうけて、これから麗江古城の事例をどのように注意深く考えていくべきか。今後の調査で、上記のことも配慮しながら研究をすすめていきたい。

## [付録]

## 雲南省観光条例

(2005年5月27日に雲南省第十期人民代表大会常務委員会第十六回会議にて可決)

## 第一章 総則

第一条 観光資源の保護と合理的な開発、観光市場の秩序維持、観光旅行者と観光業経営者および観光業従業員の合法権益の保護、観光業の発展の促進のために、関連法律と法規に基づき、本省の実情を踏まえ、本条例を制定する。

第二条 本省の行政区域内における観光計画、観光資源の開発、観光業の経営、観光旅行者の旅行活動および観光監督管理は、本条例を適用する。

第三条 観光業の発展は、科学的な発展観を堅持し、保護と合理的開発の結合、経済と社会発展の調和の原則を堅持し、観光業の持続可能な発展を促進しなければならない。

第四条 観光業の発展条件を備えた県レベル以上の人民政府は、観光業の発展を国民経済と社会発展計画に編入し、観光業への投入と支持を拡大し、観光業と関連産業の調和した発展を促進しなければならない。

県レベル以上の人民政府と関係部門は、民族自治地域が観光業を発展し、特色のある観光プログラムを設け、少数民族の観光経営管理人材を育成することに対し、支持を与えなければならない。

第五条 県レベル以上の人民政府の観光行政主管部門は、本行政区域内の観光業の指導、管理及び監督に、責任を持つものとする。

観光行政主管部門に属する観光に関する品質監督の管理機構は、観光品質の監督と検査、観光に関するクレームの処理に責任を持ち、その経費は同レベルの財政予算に入れるものとする。

関連部門は、各自の職責に基づき、観光業の健康発展を保障し促進しなければならない。

第六条 県レベル以上の人民政府および関連部門は、観光業の発展に著しい業績を上げた単位また個人に、表彰、奨励を与えるものとする。

## 第二章 観光促進と発展

第七条 単位と個人による観光資源への投資と開発、観光業の経営を促進する観光行政主管部門と関係部門は、情報提供と指導、関連するサービスと調整を行うものとする。

第八条 県レベル以上の人民政府は、観光業発展の需要に応じ、観光業務の調整メカニズムを立て、観光業務における重大問題を指導、調整し、そして観光、価格、公安、交通、工商、衛生、文化、安全生産、品質技術監督等の部門を組織し、各部門の提携によって観光法律を執行し、観光市場の秩序の監督検査に責任を持ち、また関連部門と単位を組織し、観光救援システムを構築し完備し、重大観光安全事故の防止と処理措置の予備案を制定し、その実施を調整するものとする。

第九条 県レベル以上の人民政府は、観光業発展の需要に基づき、観光発展の専用資金を設立する。具体的な管理方法は同レベルの人民政府が制定するものとする。

県レベル以上の人民政府は、区域の観光経済協力を促進し、区域間の観光サービス貿易障壁を撤去するものとする。

第十条 観光行政主管部門は、交通中枢ステーションと観光集散地において、観光業の経営者及び観光旅行者に、公益的な情報諮問サービスを提供するものとする。

観光、情報、電信、郵政、金融、工商、公安等の部門は、観光通信ビジネスプラットフォームを構築し、インターネットによる情報検索、予約、支払などのサービスを開発し、インターネットによる観光交易を実現することに対し、支持と協力を与えるものとする。

第十一条 観光行政主管部門は、品質技術監督管理部門とともに、観光業に関連する国家基準、業界基準、地方基準の実施を組織するものとする。

観光業の地方基準は、省人民政府の品質技術監督部門と省人民政府観光行政主管部門によって、制定される。

第十二条 交通行政主管部門は、交通計画と交通サービス規範を制定し、重点の交通線路及びスポットを配置する際、観光業発展の需要に応じて行わなけれ

ばならない。

第十三条 価格行政主管部門は、観光景観区（スポット）の入場料を制定する或いは調整する際、同レベルの観光等の行政主管部門の意見、社会各方面からの意見を聞き入れ、また規定によって価格公聴会を開くものとする。

観光景観区（スポット）入場料の制定また調整は、執行前の三ヶ月までに社会に公布する。

第十四条 観光業協会は、観光業のサービス規範を定め、業界自律を行い、観光市場を開拓し、宣伝キャンペーン活動を展開し、市場情報を公開し、観光業のトレーニングおよび交流を行うものとする。

観光業協会は、観光行政主管部門の指導、管理及び監督を受けるものとする。

第十五条 専門会議、展覧交易、文芸演出、体育試合、科学技術交流、民族行事等の活動を利用し、観光業の発展を促進することに、支持を与えるものとする。

第十六条 国家機関、企業、事業単位および社会団体の公務活動は、批准をうけてから、旅行会社にその交通、宿泊、食事、会務等を委託することができる。

第十七条 主管、審査・批准、管理および責任担当が同一主体である原則に基づき、観光行政主管部門職責以外の観光監督管理事務は、県レベル以上の人民政府によって、相関部門に委託され、受理されるものとする。

### 第三章 観光資源の保護と開発

第十八条 県レベル以上の人民政府観光行政主管部門は、本行政区域内の観光資源に対する調査と評価の活動を組織し、観光資源データベースをつくる責任を持つものとする。

第十九条 県レベル以上の人民政府観光行政主管部門は、本行政区域の観光発展計画の制定活動を組織するものとする。行政区域を跨った区域の観光発展計画は、その上のレベルの人民政府観光行政主管部門によって、制定活動を展開される。

県レベル以上の人民政府観光行政主管部門が制定した観光発展計画は、各方面からの意見を広く聞き入れなければならない。計画は、上レベルの人民政府観光行政主管部門によって組織された専門家の論証を経て、審査に合格した後、計画を制定した同レ

ベルの人民政府に提出され、批准を受けてから実施される。

専門プロジェクトの計画は、相関部門また単位が制定するものとする。制定後、同レベルの観光行政主管部門に登録の申請報告をしなければならない。

第二十条 観光建設プロジェクトを新しく建設する場合、改造する場合、拡大する場合は、観光発展計画に合致しなければならない。関連する行政管理部門が観光建設プロジェクトを審査する際、観光行政主管部門の意見を求めるものとする。

第二十一条 観光資源の開発と観光施設の建設は、環境と資源の保護に関連する法律、法規を守らなければならない。法に基づき、環境アセスメントを行うものとする。

自然景観を主とした観光景観区（スポット）は、自然資源と生物多様性の保護を強化し、資源の持続可能な利用を維持しなければならない。

第二十二条 民族文化資源、価値のある歴史建築およびその他の歴史人文資源を利用し、観光業の経営をする際、民族特色と歴史町並みを保護するものとする。観光建設プロジェクトを新しく建設する際、改造する際、拡大する際は、その民族特色と歴史町並みと調和しなければならない。

重点観光町の新区開発と旧区改造の際は、その観光機能に対し、全体的視野で計画を立てなければならない。建築規模と特色は、周りの景観と調和を取らなければならない。

第二十三条 法律に基づき、譲渡できる国有観光資源の経営権は、批准を受けてから譲渡する際に、公開、公平、公正の原則に従わなければならない。オークション、入札募集等の方式で行われ、具体的な方法は省人民政府によって定められるものとする。

第二十四条 重要な歴史価値、科学価値、文化価値、芸術価値、生態価値のある観光景観区（スポット）に対し、省人民政府観光行政主管部門は、需要に沿って、観光客の流入量を制限することができる。

観光景観区（スポット）は、観光客の最大受容流入量は、観光行政主管部門が相関部門とともに確定し、公布し、実施の監督をするものとする。

#### 第四章 観光経営規範

第二十五条 観光行政主管部門は、観光業経営者の観光施設と観光サービスの品質に対し、標準化の等級評定管理を行い、その結果を社会に公開するものとする。

旅行会社は、観光団体を接待する際に、サービスの提供者として、等級評定に合格した観光業経営者を選ばなければならない。

第二十六条 観光業協会は、観光業経営者を対象に、信頼等級認定、信用監督と業界信頼喪失懲戒の制度を実施し、その結果を社会に公開する。

第二十七条 旅行会社は、旅行者と、サービスの項目、品質、価格、違約責任などについて、契約を結ぶものとする。観光契約の締結は、観光行政主管部門が推薦する契約見本を参照にすることができる。旅行者より特別な要求がある場合は、旅行者は旅行会社との間に、特別な契約を結ぶことができる。

旅行会社は、旅行者を接待する際、他の旅行会社或いは宿泊、食事、交通、買い物、観光景観区（スポット）等の関連する観光業経営者との間に、業務関係が発生する場合は、契約を結ぶものとする。

第二十八条 観光業経営者は、契約とサービス品質標準に従って、旅行者にサービスを提供するものとする。

観光業経営者は、評定された等級を越えた宣伝をしてはいけない。等級評定を受けない経営者或いは等級評定に不合格の経営者は、等級標識或いは等級名称を使用してはいけない。

第二十九条 観光業経営者は、サービスの項目、内容、料金標準を公示するものとする。経営者は、多項目のサービスを経営する場合は、旅行者は自主的にサービスを選ぶことができる。

第三十条 インターネットの観光業経営者は、旅行会社経営許可をもらってから旅行会社業務を展開するものとする。

インターネットの観光業経営者は、真実に合った正確な観光サービス情報を提供するものとする。

観光旅行者に遊覧、旅行、宿泊、交通、食事等の旅行仲介サービスを提供するインターネット観光業経営者は、サービス提供者として、経営資質のある観光業経営者を選択しなければならない。

第三十一条 観光景観区（スポット）、旅行会社、旅行宿泊、旅行商店、旅行運輸会社、旅行仲介会社の従業員は、相応の仕事トレーニングに合格してから、観光の相関仕事をするものとする。

非学歴の観光トレーニングを行う単位に対し、省人民政府観光主管部門が審査し認定してから、社会に公示するものとする。

第三十二条 主要な旅行景観区（スポット）において、専門的な案内説明制度を実施する。專業案内説明の仕事申請する人員に対して、観光景観区（スポット）所在地の州（市）人民政府観光行政主管部門が、試験を行ない、合格者に『雲南省旅行景観区（スポット）專業案内説明証』を授与する。

『雲南省旅行景観区（スポット）專業案内説明証』を取得していない人は、主要な観光景観区（スポット）において案内説明のサービスをしてはいけない。

主要な観光景観区（スポット）は、省人民政府観光行政主管部門によって、確定され、社会に公布される。

第三十三条 観光業経営者は、国家の相関規定に従って、安全、衛生管理制度、責任制度と事故処理の予備案制度を制定し、必要な施設、設備を設置し、安全保障人員を配置し、また安全施設設備の正常運行と完備を保証するものとする。

観光業経営者は、事前に観光旅行者に、観光活動において観光旅行者の人身、財産を損なう可能性のある事態を説明し、明確な警告をするものとする。

観光業経営者は、発生した観光安全事故に対し、救援措置を講じ、観光、公安、安全管理、医療救急等の関係部門と事故発生地の人民政府に報告するものとする。当地人民政府および関係部門は、迅速に救援活動を組織しなければならない。

第三十四条 観光業経営者は、経営場所の目立つ位置に、国家规定の要求に合った公共情報図形マークを使用するものとする。公共情報図形マークは、文字説明がついているものであり、中国語以外に、少なくとも一種類以上の外国語が付いているものであるものとする。

第三十五条 主に観光旅行者を接待するための貴重な観光商品の取り扱い商店を対象に品質保証金制度を実施しなければならない。具体的な管理方法は、省

人民政府によって制定される。

第三十六条 観光業経営者および従業員の以下の行為を禁止する。

- (一) 偽物、悪質の観光商品を製造し販売し、観光旅行者に付き纏い、商品の購入とサービスの使用を強引に押し付け、観光旅行者に金額以外の費用を要求し、他の観光業経営者に恣意的にバックマージンを要求し、收受する行為。
- (二) 他の観光業経営者の名称を勝手に使用し、観光業務を行なう行為。
- (三) 虚偽の観光情報をつくり、観光旅行者に真実を隠したサービスまた質と価格の合わないサービスを提供する行為。
- (四) 客室や旅行運輸チケット、領収書等を投機的に販売し、観光団体を強引に滞留させ、旅行途中で旅行団体、旅行者を捨てる行為。
- (五) 勝手に観光項目の増加と減少をし、約束した接待計画を変更し、また観光サービス活動を中止する行為。
- (六) 観光従業員は、許可なしで自分で観光団体を接待する行為。
- (七) ゼロ団体費用、或いはマイナス団体費用等のコストより低い価格で観光商品を販売する行為。
- (八) 法律や法規によって禁止される他の行為。

### 第五章 権利と義務

第三十七条 観光旅行者は、観光活動のスケジュール、サービス項目、標準、価格等の真実状況を知る権利、自主的に観光業経営者、サービス方式を選択し、自主的に観光商品の購入、契約以外のサービスの利用を決定する権利、契約通りの観光サービスを楽しむ権利、そして法律、法規に定められる他の権利を有する。

第三十八条 観光旅行者は、観光資源と生態環境を守り、観光施設を大切に、観光秩序と安全、衛生規定を守り、観光業従業員を尊重し、法律、法規と社会公共道徳に従わなければならない。

第三十九条 観光業経営者は、法律に従って自主経営する権利、非道の検査、費用徴収、割当を拒否する権利、強引的な商品販路拡大また強引的な人員配置を拒否する権利、法律、法規および社会公共道徳に

違反し或いは旅行契約を超えた要求を拒否する権利、そして法律、法規に定められる他の権利を有する。

第四十条 観光業経営者は、法律に沿って、採用した観光業従業員と、労働契約を結ぶものとする。

観光業従業員は、賃金と他の合法収入を獲得する権利、関連の福祉と社会保険等を享受する権利を有する。

第四十一条 旅行会社は、旅行契約に違反して、観光旅行者の利益を損害し、調査でその損害事実が認められた場合、観光行政主管部門は、実際の損失によって、旅行会社に賠償を命令するものとする。旅行会社はその賠償責任を拒否するまたは賠償責任を持っていない場合、観光行政主管部門は、当該旅行会社の品質保証金から賠償金を取り出し、先行賠償することが出来る。他の観光業経営者の責任に及ばず際、観光行政主管部門は、観光旅行者に協力して賠償を追及するものとする。

第四十二条 観光区域内において、自然災害、病気伝染、あるいは他の観光旅行者の人身および財産安全に危険を及ぼす可能性のある事態が発生した際、観光行政主管部門は、通告を出し、迅速に観光業経営者と観光旅行者に、観光安全勧告情報を提供するものとする。

第四十三条 観光旅行者は、合理的な権益を損なわれ、また観光業経営者と争議が起こった場合、以下の方法で解決することが出来る。

- (一) 観光業経営者と協商する。
- (二) 観光業協会に調整の申請を出す。
- (三) 観光行政主管部門或いは関連部門と消費者協会にクレームを訴える。
- (四) 旅行契約に仲裁項目が定められ、或いは後に書式の仲裁協議に達した場合は、仲裁の申請を出す。
- (五) 人民法廷に起訴を提起する。

第四十四条 観光行政主管部門および所属の品質監督管理機構は、クレーム申請を受けた後、受理条件に合わないケースは、7日以内にクレーム提出者に知らせ、理由を説明するものとする。受理条件に合ったケースは、クレーム申請を受けた日から90日以内に処理を済ませ、クレーム提出者に知らせるものとする。クレーム事項が他の部門職責範囲に属する



場合は、迅速に転送し、クレーム提出者に知らせるものとする。

## 第六章 法律責任

第四十五条 観光業経営者および観光業従業員が本条例の規定に違反し、以下の行為がある場合は、警告を下す。違法所得を没収し、違法所得の1倍か以上3倍以下の罰金を課する。単位の責任者と直接責任者に、1000元以上10000元以下の罰金を課する。事態嚴重の場合は、関連規定によって、評定された等級を下降し或いは撤去する。

- (一) 規定によって、観光景区(スポット)の観光客流入量のコントロールを実施しない。
- (二) 旅行会社は、観光団体を接待する際、等級評定に不合格の観光業経営者をサービス提供者として選択する。
- (三) 観光業経営者は、契約通りに或いはサービス品質標準通りに、観光旅行者にサービスを提供しない。
- (四) 観光旅行者に旅行仲介サービスを提供するインターネット観光業経営者は、経営資質を備えない観光業経営者をサービス提供者として選択する。
- (五) 審査認定を経ず、非学歴の観光トレーニングを行なう。
- (六) 観光旅行者に付きまとい、強引的に商品の購入、サービスの利用を押し付け、また観光旅行者に金額以外の費用を要求する。
- (七) 他の観光業経営者の名称を勝手に使用し、観光業務を行なう。
- (八) 虚偽の観光情報をつくり、観光旅行者に真実を隠したサービスまた質と価格の合わないサービスを提供する。
- (九) 客室や旅行運輸チケット、領収書等を投機的に販売し、観光団体を強引に滞留させ、旅行途中で旅行団体、旅行者を捨てる。

第四十六条 本条例の第十七条の規定に違反し、処理を拒否する、或いは規定期間通りに処理しない関係部門の責任者と直接の責任者に対し、上の管理部門および監督審査部門は、行政処分を下す。

第四十七条 本条例の第二十七条に違反し、旅行会社が観光旅行者また他の観光業経営者と契約を結ばな

い場合、警告を下し、期間限定の改正を命令する。限定期間を過ぎても改正しない場合は、5000元以上20000元以下の罰金を課する。

第四十八条 本条例の第二十八条第二項目の規定に違反した場合、警告を下し、期間限定の改正を命令し、2000元以上5000元以下の罰金を課する。限定期間を過ぎても改正しない場合は、関係規定によって、評定された等級を下降し或いは撤去し、同時に5000元以上20000元以下の罰金を課する。

第四十九条 本条例の第二十九条、第三十三条第二項目、第三十四条の規定に違反した場合、警告を下し、期間限定の改正を命令する。限定期間を過ぎても改正しない場合は、1000元以上5000元以下の罰金を課する。

第五十条 本条例の第三十一条第一項目、第三十二条第二項目、第三十六条第(五)項目、第(六)項目の規定に違反した場合、観光業従業員に1000元以上1万元以下の罰金を課する。ガイド人員は、行政処罰の発効日から3年間、ガイドの仕事をしてはいけない。

第五十一条 本条例の第三十五条の規定に違反し、品質保証金を納付しない場合、期間限定の納付を命令する。限定期間を過ぎても納付しない場合は、千分の三の滞納金を追加する。納付拒否の場合は、5000元以上2万元以下の罰金を課する。

第五十二条 本条例の第三十六条第(七)項の規定に違反し、ゼロ団体費用、或いはマイナス団体費用等のコストより低い価格で観光商品を販売し、他の観光業経営者の合法利益を損ない、観光市場の秩序を擾乱する場合は、価格行政主管部門は法律によって処罰を下す。

第五十三条 本条例の第四十条の規定に違反した場合は、労働保障行政主管部門は法律によって処罰を下す。

第五十四条 本条例の第四十五条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条に定められる処罰は、観光品質監督管理機構によって行使される。観光品質監督管理機構が設立されない場合は、観光行政主管部門によって行使される。

第五十五条 観光行政主管部門の人員あるいは観光品質監督管理機構の人員は、職務怠慢、職務権利の濫用、私利で不正をはたらき、賄賂の收受をする場合

は、所在単位あるいは上の主管部門は、行政処罰を下す。犯罪になった場合は、法律によって、刑事責任を追及する。

### 第七章 附則

第五十六条 本条例でいう観光業は、観光資源と施設を利用して、観光旅行者に遊覧、宿泊、食事、交通、買い物、娯楽、情報等のサービスを提供する総合的な産業である。本条例でいう観光資源は、観光業の発展に利用でき、経済効果と利益、社会効果と利益、環境効果と利益をもたらす自然資源、人文資源とその他の社会資源を指す。

本条例でいう観光業経営者は、法律に従って、旅

行会社、旅行食事と宿泊、旅行景観区（スポット）、旅行運輸、旅行商品、旅行娯楽、インターネット旅行、旅行仲介サービス等の経営活動をしている単位と個人を指す。

本条例でいう観光業従業員は、観光業経営者と労働関係を結び、観光旅行者にサービスを提供する人員を指す。

第五十七条 本条例は2005年8月1日より実施される。同時に1997年5月28日に雲南省第八期人民代表大会常務委員会第二十八回会議にて可決された『雲南省観光業管理条例』は廃止される。

（翻訳 高娜）